

事務連絡

平成28年1月28日

各指定居宅介護支援事業者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

居宅介護支援費における特定事業所加算の算定基準の見直しについて（通知）

日ごろから、介護保険サービスの適正な提供に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成27年度介護報酬改定において、居宅介護支援費における特定事業所加算の算定基準が見直され、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）の第84号にて、「介護保険法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること、が新たに要件として追加されました。

具体的には、介護報酬の留意事項通知（平成12年老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。平成27年3月27日最終改正）第三の11(3)⑩において、「協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいう。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすること。」とされています。

つきましては、平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日（平成28年11月（予定））から、市内の特定事業所加算を算定しようとする居宅介護支援事業所には、実習協力事業所として今後割り振られる研修受講者の実習の受入れを算定要件として追加する予定であることに御留意ください。

特定事業所加算の新たな算定要件と実習受入れについては、逐次、川崎市公式ウェブサイト及び介護保険事業所向けメール配信システムにて情報提供を行います。

なお、平成28年8月～9月に「実習受入れ施設説明会・実習指導者向け講習会」の開催を予定していることを申し添えます。

※ 本メールは特定事業所加算の届出の有無にかかわらず、川崎市が所管する全ての指定居宅介護支援事業所あてに送信しています。

問い合わせ先

高齢者事業推進課 担当

電話 044-200-2469

FAX 044-200-3926